

議事概要

令和4年度第3回新潟市地域密着型サービス運営委員会

日 時： 令和4年8月24日（水） 午後1時30分～午後2時20分
場 所： 新潟市役所本館 6階 第4委員会室
出席者： 新潟市地域密着型サービス運営委員会委員：10名
木南委員長、茶谷副委員長、山垣委員、反町委員、小林委員、渡邊委員、丸山委員、吉川委員、内田委員、鶴田委員（欠席：阿部委員、百瀬委員）
事務局：介護保険課4名、高齢者支援課2名
傍聴者：なし

【議事】

(1) 地域密着型サービス事業所の指定について

・資料1、参考資料1について、介護保険課が説明し、原案の通り了承された。

【主な意見、質問等】

*指定申請法人については、従前の法人グループ内での移管か、全くの別法人への事業の譲渡か。

→従前の法人の分割法人からの申請である。

*従前の法人の当該事業所の運営年数はどれほどか。

→約7年である。

*今回の申請内容と、従前の法人の運営内容とで大きく変わったことはあるか。職員の待遇などはどうか。

→利用者及び建物、設備、職員体制は変わらず。職員の待遇も変わらない。引き続きサービスを継続していく。

*事業所のトイレの設置数が3つと少ない。来客者も職員もそのトイレを使用することになる。トイレの適正数は基準で定められているか。

→規定はない。今回の事業所は従前の建物をそのまま引き継ぐため、トイレの増設は難しいと考えるが、今後の新設事業所の図面協議において、トイレの設置数についてなるべく多く設置するよう事業者に提言していく。

*住宅型有料老人ホームを併設しているが、申請事業所の夜勤職員は、当該有料老人ホームの夜勤職員を兼務するか。

→兼務しない。

*資料1文中「採用後1年を経過した者は、医療・福祉関係の資格保有者又は認知症介護基礎研修修了者等であること。（R6.3.31までは努力義務）」とあるが、全員が資格保有者又は研修修了者なのか。

→要件を満たしていない職員が一部いるため、経過措置終了までに完了するよう伝えており、事業者も認識している。

*参考資料1の平面図中には、消火器などの防災設備や非常口の記載がない。適切に配

置されているか。

→消火器は居間・食堂をはじめ、複数箇所に設置されている。非常口も居間・食堂や廊下奥など複数箇所に設定されており、適切に避難誘導が行われる見込みである。

・資料2について、介護保険課が報告した。

【主な意見、質問等】

*特に意見なし。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

・資料3について、介護保険課が報告した。

【主な意見、質問等】

*資料3の文中「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」の処分の意味とは。

→指定更新の決定、不決定を行うという意味である。仮に有効期間を経過したとしても指定権者がその指定更新の決定、不決定を行うまではその効力を有するものである。

(3) その他

・資料4、5について、高齢者支援課が報告した。

【主な意見、質問等】

*特に意見なし。

【配布資料】

・会議次第

・資料1 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所の指定について (案)

・参考資料1 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 指定に関する位置図・平面図 (*)

・資料2 地域密着型通所介護事業所等の指定について

・資料3 地域密着型サービス事業所の指定更新について

・資料4 応募事業者一覧表 (選定結果一覧) について (*)

・資料5 令和4年度地域密着型サービス指定候補事業者選定結果について (*)

* : 非公表情報